

持続可能な開発における「共通ではあるが差異のある責任」(common but differentiated responsibility) について

長崎大学経済学部教授

財務総合政策研究所特別研究官

津曲 俊英

2001年 5月

1. 問題意識

- 1) 「持続可能な開発」における国際協力と国際機構のあり方についての研究は、国際公共財の供給に関する研究の重要な部分である。

現在、持続可能な開発の分野の国際条約、国際機構、国際的枠組みは数多く存在しており、今やそれらの間の整合性や相互調整の確保がひとつの重要な課題となっている。これらの国際機構や枠組みが効果的に機能するためには、底にある基本的な考え方、共通の原則の整理が必要であると考えられる。

持続可能な開発の最も重要な分野である地球環境に関する国際環境法については、いくつかの基本原則があげられることが多い^(注1)。その諸原則の中には、汚染者責任原則(PPP)、事前予防原則等が含まれるが、いずれにしても、国際公共財(地球公共財)としての地球環境の供給、即ち、提供のあり方、保全のあり方、破損及び劣化に関して、具体的対応を取る場合には、過去、現在そして将来に向けて責任分配をどのように考えるか及び誰がそれを負担するのかが基本的に重要な問題となる。

その中でも、「共通ではあるが差異のある責任」原則は、1997年のリオプラス5の国連環境開発特別総会採択文書において、国際的パートナーシップの重要な概念及び基盤を具体化(embodies the important concept of and basis for international partnership)したものと位置付けられている。それは、本源的な規範的意味の責任論及び対応能力に応じた責任の両方に関係する重要な原則を示したものであり、地球環境という国際公共財の供給についてのモードを表したと理解できる。そして、統一的政府の下での国内的な財政負担による公共財供給と平行に考えられるような積極的な国際公共財の供給を想定しているというよりも、「その原因を作った者

(注1) 例えば、Sovereignty over natural resources and the responsibility not to cause damage to the environment of other states beyond national jurisdiction, Principle of preventive action, Good neighbourliness and international co-operation, Sustainable development, Precautionary principle, Polluter-pays principle, 等

が責任を負うべきである」という基本原則に、「当該責任のある者がその責任を果たせない場合には対処能力のある者が手助けをすべき」という修正原則を加えたものとして理解されるものである。

とすると、「共通ではあるが差異のある責任」は、先進国、途上国の両者間の原則として考えられているようであるが、実はそれだけではなくて、すべての国際公共財に適用されるべき原則ではないかと考えられよう。ところが、本原則は実行上その本旨に沿った形で理解されているとは思えず、むしろ、「衡平」の考え方からすれば第一に行われるべき本源的責任に関する議論を行うことなく、本来の責任ではない応能的側面においてのみ取り上げられ、当該原則が存在するということ奇貨として一種の思考停止の状況が生じているのではないかという疑問がある^(注2)。それは、持続可能な開発の分野における単純な二元論と相俟って世界に跋扈しているように思える。

2) 持続可能な開発の実現のために国際協力が不可欠であることは当然であるが、国際協力の必要性が強調され過ぎると、本来各国が負うべき規範的意味の責任論が十分詰められないままに、現実的対応と言う事実上の必要性の議論が突出し、その結果、地球公共財たる地球環境保全の責任に関する議論は原因者責任原則等の規範論を忘れ、応能負担に基づいて決められることになりやすい。特に、commonという概念を使うとその傾向が強くなり、他方、differentiatedと言う概念を使うと先進国と途上国という単純な二元論に陥ってしまうことが多い。ここに言うdifferentiatedと言う概念は、本来、連続的な差異を意味するものではないのか、従って、先進国の中でも差異があり、途上国の中でも差異があり、更に言えば途上国、先進国という二分法を取ることなく差異化が検討されるべきではないかと考えられる。

3) 更に、持続可能な開発概念には環境だけではなくて開発(development)という要素が入っているので、途上国にも求められるべき責任論が消え失せて、途上国への経済援助と混同されて、結果的に深みのある検討がなされないことになってしまう。

但し、開発に関する国際法の世界においては、先進国及び途上国という二分法は当然に確立されているので、この二分法問題との調整は別の問題として検討する必要はある。

「共通ではあるが差異のある責任」原則を二元論的に適用し続けることは、「衡平」の観点から問題がある上に、深みのある議論を行わないと逆に全世界的な共通理解と地球的枠組みの組成が損なわれ、更には、地球環境に優しくないいびつな結果をもたらしかねない。

(注2) 例えば、単純に途上国又は先進国という分類にはいるという一事を以って、責任の有無が決まってしまう、または、途上国間或いは先進国間の差異についての議論が行われないという事実。

以上が基本的な問題意識である。

2. 「共通だが差異のある責任」とは

- 1) 「環境と開発に関するリオ宣言」には、その第7原則の第2文で「各国は、地球の生態系の健全性及び一体性を保全、保護及び回復のために、地球規模のパートナーシップの精神によって協力しなければならない。地球環境への異なった寄与という観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する。(In view of the different contributions to global environmental degradation, States have common but differentiated responsibilities.) 先進諸国は、彼らの社会が地球環境にもたらす圧力及び彼らが支配する技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追求において負う責任を認識する。」と書かれている。

この「共通ではあるが差異のある責任」は、一般国際法における「衡平」原則適用から発展してきたものであり、一般的には二つの要素があるとされている。^(注3)

第一は、諸国(states)にとって国家的、地域的そして地球的レベルにおける環境の保護に関して共通責任があることである。

第二は、特定の環境問題発生に対する各国の寄与度(each state's contribution)と、危険を予防し削減しコントロールする能力(ability)とが、国々によってそれぞれ異なっているということである。

従って、関連する諸国(全部の国々)はすべて地球環境問題に対処するための国際的な措置に参加することが要請されることになり、また、対応において、それぞれ差異のある義務(obligations, commitments)が課されることになる。この場合の差異のある義務の水準は、特別な必要性・状況、途上国の将来の経済発展、問題発生に対する歴史的寄与度などの諸要素に基づくこととされ、それは環境上、経済上の文脈において考慮されることになっているが、それはしばしば途上国の対応能力や必要性との関連で考えられることが多い。

2) この概念の歴史的展開

「持続可能な開発」概念そのものは、歴史的にみても、環境重視の先進国と開発重視の途上国の激しい議論の結果出てきたものである。そして、「地球環境劣化又は悪化の主たる責任は先進国にある。かつ先進国はこれまでの経済成長過程において環境への配慮という制約要因に煩わされることなく現段階の富を築いてきたにもかかわらず、現在においては経済発展段階も対応能力も劣位にある途上国にも同様の桎梏をはめようとしている」と考える途上国が地球環境問題への

^(注3) Philippe Sands [Principles of international 3environmental law 1] p217 Manchester University Press

取り組みに参加するためのキーワードとして、「共通であるが差異のある責任」概念が作り上げられた。

多くの文書において、地球環境問題に対する先進国の責任が言及されている。

まず、1979年のストックホルム人間環境宣言第23項において、「最も進んだ先進国にとっては妥当な基準であっても途上国にとっては不適切であり、かつ不当な社会的費用をもたらすことがあり、このような基準の適用の限度を考慮することが、すべての場合に不可欠である」とされ、差異に関する意識が明らかになってきた。その後、

- ・1989年の地球サミットの開催に関する国連総会決議では、(General assembly reaffirms their (states) responsibility to play their due role in preserving and protecting the global and regional environment in accordance with their capacities and specific responsibilityと
- ・1991年6月の途上国による北京宣言では、「我々は、 . . . 環境保護と持続可能な開発に向けて全地球的な努力に、差異のある責任を基礎としかつ我々の能力の及ぶ限りにおいて、積極的に参加する . . . 」と、更に、
- ・1992年4月の途上国によるクアラルンプール宣言においても「第3文 . . . 先進国の多大な責任」と、これらを経て、
- ・1992年6月リオ宣言(第7,6原則)
- ・アジェンダ21第39章「国際的法制度及びメカニズム」(39,5)
- ・1997年6月リオプラス5(第14,26文)、また、例えば、
- ・これらと同時に採択された気候変動枠組み条約前文「気候変動が地球規模の性格を有することから、全ての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的及び経済的状況に応じ、できるだけ広範な協力を行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要である . . . 」

とされている。

3) 以上纏めると、「共通ではあるが差異のある責任」は、

ア) 「持続可能な開発」のためには先進国は勿論、発展途上国も開発を進める際には環境への配慮を要求されることになるが、発展途上国に先進国と同じ程度の環境保護基準が適用されるべきではないということ、

イ) 「地球環境が悪化し続ける原因は、主として、特に先進国における持続不可能な形での消費と生産である」と考えられること、

り) 発展途上国には、地球環境問題への対処及び開発のための資金と技術が不足していること、を出発点として作られた概念である。

実定国際環境法の中で、「共通のしかし差異のある責任」という概念を「途上国へのより有利な特別待遇」と言う形で制度化・具体化したものがいくつか見られる。多くの場合、資金的、技術的支援のための仕組みに現れているが、規制措置の内容においても「差異のある責任」が明記されているものもある。例えば、

a．オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

開発途上国である締約国のうち、規制対象物質の一人当たり年間消費量が0.3キログラム未満の国は、規制措置の実施スケジュールを10年遅らせることができる。(但し、規制物質によって途上国への特例措置の内容は異なる)

b．気候変動枠組み条約及び京都議定書

「全ての締約国は、それぞれ共通に有してはいるが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び状況を考慮して」、先進国は、温室効果ガスの排出量を具体的数値に基づき削減する義務を負うと同時に、政策措置をとる義務、各国の排出公共に関する報告を詳細に提出する義務も負う。他方、途上国は、簡易な状況報告を行うに止まり、具体的な削減目標義務はない。なお、京都議定書では、温室効果ガスの削減率が各国によって異なっており、先進国間で一種の差異化が具体化されている。

これらの例は、国際環境法における「規範の二元性」といわれるが、特に、気候変動枠組み条約は、モントリオール議定書に比べても「極めて大胆な規範の二元化が導入されている」。

3．「共通の責任」と「差異のある責任」について

「多くの環境問題が発生し、それらはその範囲において地域的又は全地球的であるので、又は共通の国際的領域に影響を及ぼすために、共通の利益のための国家間の協力と国際機関による行動が必要」であり、また「持続可能な開発」、地球環境の保全・改善は、「全世界の人々が切望するところであり、全ての政府の義務である」であり、それは当然に「共通の責任」により対応すべきことである。(注4)

何故「共通の責任」なのかと言う点を考えてみると、まず、我々が宇宙船地球号の上において生かされているということ、また、我々の家庭である地球の不可分性、相互依存性がはっきりしていることから、当然必然的に、地球環境の保全は「共通の責任」ということになる。従って、例えば、

(注4) ストックホルム人間環境宣言前文

地球環境秩序・制度を構築すること自体や地球環境への配慮を政策策定や遂行において勘案すべきことは「共通の責任」であり、これに共通に取り組むべきことは言うまでもない。

しかし問題は次に来る。というのも、以上の一般論から少しでも具体的な内容に立ち入ろうとすると、「共通」部分と「差異のある」部分とをどのように認識すべきかと言う問題が待っているからである。これを論じるには、原因、因果関係、結果、そして対応と言う3点について考える必要がある。

我々が何らかの問題を検討する時は、ある結果が生じた、又は生じることが予見される場合である。その結果の影響の程度は人類全員に同程度かもしれないし、違うかも知れず、更に違う場合でも適切にその違いを認識する手立てがない場合もあるかもしれない。

その結果をもたらす原因についても、大きく自然発生的な原因の場合と人為的原因である場合とが考えられるが、更に、その判断が出来ない場合もあるかもしれない。人為的原因である場合には、原因と原因行為者との関係が明確で特定できる場合と特定できない場合に分けられる。更に特定はできるが、寄与度が特定できない場合とがあろう。

更にまた、因果関係に関しては、原因と結果の関係が明確である場合と蓋然的関係にとどまる場合とがありうる。

対応に関しては、結果発生以前の対応と、発生後の対応に分けられる。対応行為も、原因行為に対する根本的対処、対症療法的対処や、更にはそれらには人為的対処が不可能な場合もありうる。具体的には、原状回復、行為の中止、結果に対する補償、損害賠償、原因行為が必要的行為である場合にはその行為の割り当て、更には、事前的措置をとる場合にはpreventive action principleとprecautionary principleとをどのように適用するかという問題もある。

特に、対応については、仮に原因行為者、因果関係、とるべき対応が明確である場合であっても、誰が必要な措置をとり、誰がその負担・分担をすべきなのか、更に仮にその責任者が特定できたとして、その者が技術的又は資金的に対応する能力がない若しくは不足する場合、それ以外の者がどのように対応すべきなのかと言った実際的な問題も大きい問題であろう。

もし、厳密に考えて、原因行為者、因果関係、及び責任の所在が明確であり対応能力もある場合は極めて限られた場合であるから、仮にそれ以外の場合には「共通の責任」で対応することになる場合、結局、殆どの問題は、共通の責任を問う題目の下で責任の希釈化が進行しかねないことが懸念される。

世界を統括する中央政府的な存在がない現段階において、具体的にはどのような責任を各国は取ることになるのだろうか。この分野においては、「地球規模のパートナーシップの精神によって協

力しなければならない」^(注5) わけで、とりわけ、各国毎の対応能力に応じて実効的な措置を執ることが要請され、更に、資金や技術が不足する途上国に対しては経済協力を行うことになるであろう。この点においては、勿論、負担についての激論は当然予想されるとしても、単なる公共財の供給問題として考えることも可能であるかもしれないが、おそらくは国際政治や外交交渉によって決まらざるを得ない場合であっても、そこには国際法の窮極にあるものとしての「国際正義」に由来する衡平原則を深く論じる必要がある。

4. 「差異のある責任」について

「責任」という言葉については別に検討することとして、「差異」について考えてみると、地球からの受益状況や地球環境悪化・劣化への寄与度は、個々の国家や企業や個人等によって異なっているはずである。それらをどのように認識して、どのように対応すべきかと言うことが「差異のある責任」論の中心テーマである。これは、上記で指摘した問題点と密接に関連する。

さて、「地球環境が悪化し続けてきている原因は、主として、特に先進工業国における持続不可能な形での消費と生産であり」(「アジェンダ21」4,3)、「産業革命以来、先進国は、世界の天然資源を、持続可能ではない生産及び消費パターンによって過剰に利用し、地球環境に害を与え、途上国に損害をもたらしてきた」(北京宣言第7文)という考え方、及び「資金的技術的能力」の差に基づいて、「共通ではあるが差異のある責任」という基本原則が生じたことは事実だとして、次のことが言えよう。即ち、この責任には、二つの性格の異なる責任が含まれていることが判り、第一には、地球環境悪化に対する本源的規範的責任であり、第二には、技術・資金的能力の有無に基づく「持つ者」の責任である。

1) まず、第一の責任の差異については、その程度があるわけであって、それは地球環境悪化への寄与度の違いに応じることになると言うことである(in view of the different contributions to global environment degradation)。「責任」の程度に差異があることは、途上国の責任がゼロで先進国の責任が100であるということの意味するものではない。従って、途上国の中でも、国によっては大きな責任を負うべき国があり得ることになり、また、先進国の中でも比較的小さな責任の国もあり得ることになる。

これまで「寄与度」については、先進国、途上国という大枠においても、また個々の国々についてもどのような検討や検証が行われてきたのか、寄与度に応じてどのような責任があるとされてきたのか、実は手がつけられていないのではないかと、そして、寄与度を検討する場合には、現

(注5) 環境と開発に関するリオ宣言第7原則

在のフローとしての原因行為だけではなくて歴史的な累積的なストックとしての原因行為（例えば、温室効果ガスの歴史的累計排出量）が勘案されなければならないのではないかと、等という重要な問題が残されている。

更に、この責任は何に由来する責任なのかとすることを考えて見た場合、歴史的にこれまで地球環境を悪化・劣化させたという結果に対する責任について適用されること（原因者責任原則的な考え方）から明白であると思われるが、防止行動原則（Principle of preventive action, P P A）および予防原則（Precautionary principle, P P）的な考え方に基づき今後生じる可能性のある地球環境問題への責任についても適用されるのかどうかという問題がある。とすれば、prevention, precautionの必要性の程度を考えれば、当然に途上国の責任がアプリアリに免除されることはないことが理解できよう。

P P A及びP Pについては別に議論するとしても、原因者責任原則的な考え方を取れば、責任がある結果として、比例原則的に、原因行為の中止、原状回復、結果に対する賠償・保証といった形の義務が生ずると考えて良いはずである。その結果、仮に途上国のうちでP P P的責任がある国ならばこれらの義務は当然生じることになる。ただ、第二の責任を負う能力がないという事実上の問題によって、結果的に責任をとることができないと言う事実が生ずることはあろう。（注6）

- 2) 次に第二の「差異のある」責任については、更に注意すべきである。というのも、技術力、資金力に差があるという事実は存在するとしても、旧植民地や旧宗主国との関係を除けばその差が生じたことの原因については所論ありうるわけで、先進国と途上国の問題として一般化されるべきものではなかろう。「富める国」が「貧しい国」よりも当然に大きい責任を負うのかということ、途上国に明らかに原因が求められる地球環境問題が発生することも考えることも可能であり（例えば、公害大国の途上国、公害小国の先進国）、その場合、貧者から富者への補償支払いが為されるべきことは当然であろう。但し、途上国に技術力・資金力がなくて先進国に対応する能力がある場合には、ア) 先進国側の責任として途上国に協力する必要が生じる場合（アイデアルケース）、イ) 越境的環境汚染から自国民を守るために途上国（最近では途上国ばかりではないが）に対して資金・技術援助を為さざるを得ない場合とが考えられる。勿論、この場合には当該途上国に上記第一の責任があることは論を待たない。

第二の責任の本質はこのようなものにすぎないと考えられるであろう。因みに、私の経験で

（注6） P P PについてはOECDによるP P Pが外部費用の内部化を図る経済的手段として国際的には認知されているが、更に本文で挙げたような国際的な法的責任まで求める証拠としては必ずしも認知されていないと言う指摘もある。（前掲 注3、p213～）

は、豊かな産油国であってもグループとしては途上国グループに属しており、「持てる国」の責任を果たそうという国を見たことはない。

なお、リオ宣言第7原則は、「先進諸国は、彼らの社会が地球環境にもたらす圧力及び彼らが支配する技術及び財源の観点から、持続可能な開発の国際的な追及において負う責任を認識する」と書かれているが、これは途上国には上記第一の責任がないことを確認したのではなく、仮に途上国にその責任があったとしても現在のところ技術・財源が不足しているために単に対応しないと言う事実を表したものに過ぎないと思えることが相当ではないか。従って、責任はあるものの対応しない国に代替して何らかの資金協力や技術協力をする国があるとすると、本来はそれは当該途上国の債務として将来において返済されるべきものと認識される必要があるだろう。

ここで重要なことは、第一及び第二の点に関して差異化する場合の基準が明確に設定されていないことである。気候変動枠組み条約の前文では、「開発途上国における一人当たりの排出量は依然として比較的少ないこと・・・途上国(の)排出量が占める割合は・・・社会的な及び開発のためのニーズに応じて増加していく・・・」と書かれており、これは基準になりうべき一つの点を示しているのかもしれない。

5. 「責任」について、国家の責任か？

これまでは、責任の所在及び態様について考えてきたが、ここでは、「責任」の中身について議論してみたい。

- 1) 「共通だが差異のある責任」の責任とはresponsibilityであり、その内容は具体的な義務を伴うliabilityとは異なり、それが法的責任を意味するものではない。それは地球環境を保全・保護するための対応に取り組むべきと言う一般的責任である。しかしながら、法的責任ではないとしても、地球環境の悪化・劣化が生じて人類や生態系に大きな影響を及ぼすような事態に至る時には、原因が何であろうと事実として対応措置をとらなければならない。それらには、原因の除去、原因行為の中止、原状回復、損害の補償・賠償、処罰など様々な対応が考えられる。更には、防止行動や予防的対応も求められよう。それらは法的責任としてではなくて、事実上必要な対応である。とすると、そのような対応を取るか否か、取るとすれば国家間にどのような対応の割り当てをするのかと言った問題は国際政治的に決められることになる。政治的に決めるとした場合に、よって立つべき原理は何か、その一つが「共通だが差異のある責任」原則であろう。先にも述べたようにこの原則の基本的な考え方は衡平であり、それに能力主義的修正が加えられているものである。この責任にかかる主体は国家であって、原因行為を為す個別の人間や企業体ではな

い。

- 2) とすると、これまでの議論は国家間の問題としてあたかも地球環境の悪化・劣化に関して各国が当然に責任を負うことを前提としてきているが、実は地球環境問題を国際的に扱う場合に、例えば原因者責任原則（ここでは便宜的にPPPとしてつかう）をそのまま国家間に適用できるのかという基本的な問題をあらためて考えてみる必要があるであろう。

というのも、厳密に考えた場合、環境汚染の原因に直接に責任があるのはその行為を為した者であって、必ずしも国家そのものではないからである。例えば、原因行為、それを引き起こした者、被害の発生、被害者、因果関係、原因行為の違法性の有無等の要件の検証が必要となるが、それに関して各国家の責任を問えるような、国際法的根拠があるかということとどうも疑問があろう。確かに、汚染者負担原則は国際環境法の世界では一般原則として認められ（例えば、OPRC条約）、先に挙げたような国際環境法の諸原則の中では越境汚染に関する責任等が見られ、また地球環境問題の責任につき「国際的公平を基礎にしてPPP汚染者責任原則に基づく先進国責任論が正当化されなければなら（ない）」^(注7)と言う意見もあろうが、温室効果ガスやオゾン層破壊物質の大気中への排出についてPPPをそのまま適用することは無理がある。（liabilityとresponsibilityの違い）

法的責任を論ずる場合には、人為的原因であることを前提として、故意による責任、過失による責任（重過失、または軽過失）、無過失（結果責任論）のいずれを問うのかその根拠明確にしなければならないが、国家自体の責任を法的に問うことは困難であろう。であるが故に、国家の一般的責任なのである。

- 3) 以上の事を前提にすると、肝要なことは、まず第一に、地球規模の問題に関する法的枠組みの中に重要な諸原則を組み込んで形成していくということが重要であって、PPPを具体的にどのように適用するかではないのではないだろうか。原因行為と結果との因果関係がある程度証明されており（証明の程度に応じて予防原則の適用になることもあろう）、無数に原因行為や原因者があって、その結果・影響が至る所で無数の被害や被害者が想定されそれらの具体的特定が難しい（かつ一旦結果が発生した場合には不可逆的である）場合には、衡平の原則に立ち戻って国際的な枠組みを新たに構築するより方法はない。

その場合には、現在の国際社会では、主権国家の並立が基盤となっており、自国の領域内で国際合意を実施するのは常に国家であると言う事実に基づいて、地球環境問題の原因が国家の行為だけではなくて私人の経済活動でもある場合に、国家は、その管轄権下又は管理下で行われる多

(注7) 淡路剛久「環境法及び環境法学のフロンティア」『環境経済政策研究のフロンティア』p123東洋経済1996

国籍企業を含む私人の活動が国際義務に合致するよう効果的に規制する義務を負う(ジュリスト、39ページ)と言う構成になる。(注8) 直接的に述べたものではないが、ストックホルム人間環境宣言はその21と22において「各国は、・・・自国の管轄内または管理下の活動が、自国の管轄の範囲外の地域に及ぼした汚染及びその他の環境に損害を与えないように確保する責任を負う」とし、更に「・・・損害の被害者に対する責任及び補償に関する国際法を更に発展させるように協力しなければならない」として、出発点としてこの考え方によることを認めているようにも読める。また、「国際法によって禁止されていない活動によって引き起こされた被害に関する国際的責任(liability)」について議論している国連の国際法委員会のドラフトもこのような立場を取っているようである。ただ、同委員会の報告(2000年A/C.N.45/510)によれば、明らかに対象から除外されるべきものとして、いくつか挙げられている中に「harm caused to the environmental in general, or global commons in particular」が含まれており、気候変動問題等の一般的地球環境問題は別途対応すべきものと考えているようである。とすると、このようなきわめて重要な問題をどのように扱っていくべきかと言う振り出しに戻ってしまうので、アプローチの仕方を変えてみてはどうかと考える。即ち、法的責任を追及するよりも、国際的な共通利益を実現するための国際的な制度を形成するための積極的な集合的行為として取り組むこととして、その責任を検討しようと言うことである。

第2に、その場合に各国がどの程度の責任(responsibility)を分担すべきかについては、例えば、各国毎の原因行為の総量がある程度特定できるのであれば、衡平原則からPPP的に考えて各国毎の原因行為の総量に応じた責任を負うことにすること等が考えられよう。ここに一つの「差異」のある責任がある。特に、原因行為が通常の日常生活や経済活動行為である場合にはこのような国家責任とせざるを得ないであろう。これらを踏まえた上で、対応能力の「差異」による修正原則が追加されることになる。

6. 結び

地球環境問題やglobal commonに関する国際公共財供給の特質として、原因行為との因果関係が蓋然性にとどまる場合があること、原因と目される行為は各国の個々の人々や企業の日常生活や経済活動であって、マクロ的には極めて重大な結果をもたらすが、ミクロ的に見ると薄くすべての活動に影響が及ぶものであって、そして圧倒的な勢力を持つ者又は少数の勢力だけが対応しても効果が上がらない、途上国が不信感を持っているということがある。換言すれば、個々の影響は小さ

(注8) 高村ゆかり「持続可能な発展をめぐる法的問題」『(ジュリスト)環境問題の行方』1999.5

い、対応しようとする個々にとって辛い、有力者による対応も限られている、信頼関係がないと言う状況にあるので、参加者が全員free rider化し、ゲームとしても協力ゲームが成立しないと言うことになりやすい。

取り組むに当たって、以上のような極めて困難な状況にあるが故に基本に立ち戻って、「衡平原則」の下、供給モードとしての「共通だが差異のある」責任論を更に明確にすべきではなからうか。

「共通」を強調しすぎると個々の対応と意欲が阻害され、「差異」を単純に途上国と先進国の二原則に置き換えるとその本質を忘れてしまう。「差異」は「差異」として明確にし、それを測るための基準の設定に関する議論を進める必要がある。それが行われぬままに、能力主義的対応と財源拠出が求められるならば、それぞれの行為主体が「持続可能な開発」に関して認識と取り組みを推進することを妨げかねず、国際公共財の積極的な供給装置の形成と言う認識の下に、議論の拠って立つべき基本的な考え方を再整理する必要があると考える。